

鎌倉市議会

5月臨時会議案集

(その1)

平成25年

## 目 次

議案第 1 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処 分の承認について……………	1
議案第 2 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償 の額の決定について……………	3
報告第 1 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	4
報告第 2 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	5
報告第 3 号	継続費の逡次繰越しについて……………	6
報告第 4 号	繰越明許費について……………	8
報告第 5 号	繰越明許費について……………	12
報告第 6 号	事故繰越しについて……………	14
報告第 7 号	事故繰越しについて……………	16

議案第 1 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定に  
関する専決処分の承認について

次の鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成25年4月1日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年5月21日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

## 鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第38条第6項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業及び旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

### 付 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の第38条第6項の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定について

平成25年1月14日、鎌倉市梶原五丁目1559番1で発生した市有地  
管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成25年5月21日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 94,500円

2 損害賠償の相手方

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

報告第 1 号




交通事故による市の義務に属する損害賠償の  
額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年1月16日、鎌倉市御成町18番23号先路上で発生した、都市整備部作業センター所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年5月21日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |            |   |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額   | 502,815円  |
| 2 損害賠償の相手方 | <br><br> |
| 3 処分の日     | 平成25年4月18日  |

報告第 2 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年12月14日、XXXXXXXXXXで発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年5月21日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額   | 50,400円  |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span><br><span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> |
| 3 | 処分の日     | 平成25年3月26日   |

継続費の逡次繰越しについて

平成24年度一般会計予算中、名越クリーンセンター基幹的設備改良事業の継続費の支払残額を平成25年度に逡次繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

平成25年 5 月 21日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇



平成24年度鎌倉市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の額	平成24年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	国(県)支出金	特定財源 地方債
20 衛生費	10 清掃費	名越クリーン センター 基幹的設備 改良事業	3,256,000,000	0	52,000,000	0	52,000,000	52,000,000	35,334,000	16,666,000	0	0
	計		3,256,000,000	0	52,000,000	0	52,000,000	52,000,000	35,334,000	16,666,000	0	0

繰越明許費について

平成24年度一般会計予算中、腰越子ども会館・子どもの家移転事業、大船第二子ども会館・子どもの家移転事業、腰越子ども会館・子どもの家耐震改修設計事業、私立保育所助成事業、腰越漁港改修整備事業、公共建築物耐震診断事業、トンネル点検事業、小町通り景観舗装工事、市営梶原住宅第3号棟外壁等改修事業、第一小学校屋上安全柵設置事業及び御成中学校特別支援学級避難通路スロープ設置事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成25年5月21日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成24年度繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国(県)支出金	地方債	その他	
15	民生費	10 児童福祉費	円 1,673,000	円 1,313,900	円 0	円 0	円 0	円 1,313,900	
		腰越子ども会館・子どもの家 移転事業							
15	民生費	10 児童福祉費	25,010,000	25,010,000	0	0	0	25,010,000	
		大船第二子ども会館・ 子どもの家移転事業							
15	民生費	10 児童福祉費	5,000,000	4,998,000	0	1,666,000	0	3,332,000	
		腰越子ども会館・子どもの家 耐震改修設計事業							
15	民生費	10 児童福祉費	7,500,000	7,500,000	0	5,000,000	0	2,500,000	
		私立保育所助成事業							
30	農林水産業費	05 農業水産業費	137,525,000	137,524,500	0	102,750,000	30,800,000	3,974,500	
		腰越漁港改修整備事業							
45	土木費	05土木管理費	15,374,000	15,374,000	0	4,296,000	0	11,078,000	
		公共建築物耐震診断事業							
45	土木費	10 道路橋りょう費	8,211,000	7,948,500	0	3,780,000	0	4,168,500	
		トネル点検事業							
45	土木費	10 道路橋りょう費	84,160,000	41,888,250	0	0	29,600,000	12,288,250	
		小町通り景観舗装工事							

平成24年度繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国(県)支出金	地方債	その他	
45 土木費	25 住宅費	市宮梶原住宅第3号棟 外壁等改修事業	24,000,000	24,000,000	0	10,800,000	0	0	13,200,000
55 教育費	10 小学校費	第一小学校屋上安全柵設置事業	11,445,000	11,445,000	0	3,853,000	0	0	7,592,000
55 教育費	15 中学校費	御成中学校特別支援学級 避難通路スロープ設置事業	8,757,000	8,704,500	0	0	0	0	8,704,500
計			328,655,000	285,706,650	0	132,145,000	60,400,000	0	93,161,650



繰越明許費について

平成24年度下水道事業特別会計予算中、公共下水道（雨水）築造事業（梅田川排水区）について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成25年 5 月 21日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成24年度繰越明許費繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定 財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源		その他	一般財源	
						国(県)支出金	地方債			
10 事業費	05 下水道 整備費	公共下水道(雨水)築造事業 (梅田川排水区)	12,648,000	12,647,500	0	0	12,000,000	0	0	647,500
		計	12,648,000	12,647,500	0	0	12,000,000	0	0	647,500

事故繰越しについて

平成24年度一般会計予算中、鎌倉市名越クリーンセンター仮設トラックスケール設置工事、道路維持修繕工事（市道003-032号線）、道路維持修繕工事（市道019-007号線）、道路新設改良工事（市道037-000号線外）及び七里ガ浜東地区街区公園再整備工事について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成25年5月21日提出

鎌倉市長 松 尾 崇



平成24年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌 年 繰 越 額	既 取 入 特 定 財 源	左の財源内訳				明 説
				支出済額	支出未済額				国(県) 支出金	未 取 入 特 定 財 源	一般財源		
											地方債	その他	
20	衛生費 10 清掃費	鎌倉市名越クリーン センター仮設トラック スケール設置工事	26,250,000	0	26,250,000	0	26,250,000	0	0	0	0	当初想定されていないかわった 理窟文化街の発掘調査が必要 となり、工事が年度内に 完了しないため。	
45	土木費 10 道路 橋りょう費	道路維持修繕工事 (市道003-032号線)	8,636,250	3,200,000	5,436,250	0	5,436,250	0	0	0	0	施工範囲内に想定外の浅層 埋設された水道管が確認さ れ、施工に支障が生じた。移 め移設が必要となった。移 設に日時を要することから、 工事が年度内に完了し ないため。	
45	土木費 10 道路 橋りょう費	道路維持修繕工事 (市道019-007号線)	6,888,000	2,335,000	4,553,000	0	4,553,000	0	0	0	0	当初想定されていないかわった 箇所がガス管が確認され、 排水施設の構造を変更しな ければならなくなり、工事 が年度内に完了しないた め。	
45	土木費 10 道路 橋りょう費	道路新設改良工事 (市道037-000号線外)	25,884,600	11,600,000	14,284,600	0	14,284,600	0	0	0	0	工事施工場所に接する宅地 の石積擁壁の掘入れがほと んどないことが確認された ため、当初設計に基づく施 工ができなくなり、排水工 事に日時を要することから 工事が年度内に完了し ないため。	
45	土木費 20 都市計画費	七里が浜東地区 街区公園再整備工事	9,859,500	3,900,000	5,959,500	0	5,959,500	0	0	0	0	工事施工にあたり、構造物 の高さを変更する必要が 生じ、当初設計に基づく施 工ができなくなり、擁壁工 事に日時を要することから、 工事が年度内に完了しな いため。	
計			77,518,350	21,035,000	56,483,350	0	56,483,350	0	0	0	0		

事故繰越しについて

平成24年度下水道事業特別会計予算中、公共下水道（汚水）築造工事（笛田第2枝線第8工区その3）及び公共下水道（汚水）築造工事（腰越第1枝線第8工区その2）について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成25年5月21日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成24年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌 年 繰 越 額	既 収 入 特 定 財 源	左の財源内訳				明 説
				支出済額	支出未済額				国(県) 支出金	地方債	その他	一般財源	
10 事業費	05 下水道 整備費	公共下水道(汚水) 築造工事 (笹田第2枝線 第8工区その3)	40,795,650	12,500,000	28,295,650	0	28,295,650	0	8,500,000	18,300,000	0	1,495,650	管渠推進工施工箇所における土質の層変りが原因で推進工の中断を余儀なくされたこと、工法変更が生じたことから、工事が年度内に完了しないため。
10 事業費	05 下水道 整備費	公共下水道(汚水) 築造工事 (腰越第1枝線 第8工区その2)	7,325,850	3,465,000	3,860,850	0	3,860,850	0	0	3,700,000	0	160,850	当該箇所は本市道路路標で施工している道路維持修繕工事との合築で実施しているが、当初想定していなかった箇所にガス管が確認されたため、排水施設の構造変更に時間を要することから、工事が年度内に完了しないため。
計			48,121,500	15,965,000	32,156,500	0	32,156,500	0	8,500,000	22,000,000	0	1,656,500	